

## 平成20年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率の公表について

◎ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）  
第3条第1項の規定による健全化判断比率の公表

### 1 二戸市健全化判断比率

	比率名	平成20年度	早期健全化基準	財政再生基準
①	実質赤字比率	－（％） （赤字なし）	13.36（％）	20（％）
②	連結実質赤字比率	－（％） （赤字なし）	18.36（％）	※ 40（％）
③	実質公債費比率	17.4（％）	25.0（％）	35（％）
④	将来負担比率	141.2（％）	350.0（％）	

※ 連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過的な基準（40％→40％→35％）があり最終的に30％となる。

◎ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）  
第22条第1項の規定による資金不足比率の公表

### 1 二戸市水道事業会計経営健全化資金不足比率

	比率名	平成20年度	経営健全化基準
①	資金不足比率	－（％） （資金不足なし）	20.0（％）

### 2 二戸市下水道事業特別会計経営健全化資金不足比率

	比率名	平成20年度	経営健全化基準
①	資金不足比率	－（％） （資金不足なし）	20.0（％）

### 3 二戸市生活排水処理事業特別会計経営健全化資金不足比率

	比率名	平成20年度	経営健全化基準
①	資金不足比率	－（％） （資金不足なし）	20.0（％）

### 4 二戸市簡易水道事業特別会計経営健全化資金不足比率

	比率名	平成20年度	経営健全化基準
①	資金不足比率	－（％） （資金不足なし）	20.0（％）

## 健全化判断比率及び資金不足比率の概要について

国は、平成19年に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、健全化法）」を制定しました。健全化法は、自治体の財政破たんを未然に防止するため、財政の健全性に関する比率の公表を義務付けています。比率が一定基準を超えると、財政健全化のための是正を講じなければなりません。

健全化の判断比率は4つ、うち1つでも早期健全化基準を超えると、早期健全化団体となり、「財政健全化計画」の策定が義務付けられます。さらに財政再生基準を超えると財政再生団体となり、財政再生計画の策定、地方債の制限など、さまざまなペナルティが課せられます。

資金不足比率は、経営健全化基準を超えると経営健全化計画の策定が義務付けられません。

### 二戸市健全化判断比率について

#### 1 実質赤字比率

一般会計などを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。家計に例えると、世帯主の1年間の収入と支出で、赤字か黒字かを判断するものです。本市は黒字であるため「－」（該当なし）となります。

#### 2 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。家計に例えると、家族全員の1年間の収入と支出で、赤字か黒字かを判断するものです。本市は黒字であるため「－」となります。

#### 3 実質公債費比率

一般会計などが負担する元利償還金および準元利償還金などの標準財政規模に対する比率です。家計に例えると、家や車などのその年の借金返済額が収入に対して、どのくらいの割合だったかを判断するものです。本市は17.4%で、早期健全化基準の25.0%を下回りました。

#### 4 将来負担比率

一般会計などが将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。家計に例えると、家の借金など今後の返済総額が収入に対してどの位の割合になっているか判断するものです。本市は141.2%で、早期健全化基準の350.0%を下回りました。

### 二戸市経営健全化資金不足比率について

1 公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率です。本市はいずれの事業も資金不足がないため「－」となります。

平成20年度決算では、指標上において全ての比率が早期健全化基準以下となっていますが、市の財政は公債費の償還が高い水準で推移するなど、依然として厳しい状況です。今後も行財政改革などによる財政の健全化に努めます。